

# 民有地の樹木の管理をお願いします!!

## ◇道路にはみ出している樹木、枯れている木等の剪定、伐採を◇

民有地から樹木が道路や歩道にはみ出している場合は、歩行者や車両の走行に支障になりますので、樹木の伐採や剪定をお願いします。樹木が道路や歩道にはみ出していると次のような危険があります。

- 歩行者が怪我をする恐れがあります。また、倒木が歩道をふさぐと、歩行者は車道を歩くことになり、交通事故発生のおそれがあります。
- 走行する車両が枝などに接触し、壊れたり傷ついたりする恐れがあります。
- 道路標識が樹木で隠れることにより、安全運転の妨げになり交通事故発生の原因となることがあります。
- 樹木に雪が積り、その重みで道路に倒れ、走行中の車両と衝突する恐れがあります。枯れていたり、傾いている場合も風や雪で倒れる危険がありますので、伐採や剪定を行い適切な管理をお願いいたします。



## ◇伐採・剪定を行う前に連絡を◇

道路や歩道に民有地からはみ出した樹木や倒木によって被害が発生した場合は、樹木の所有者が損害賠償等の責任に問われる場合があります。

伐採や剪定の作業をする際、危険が及ばないように交通規制をしたり、斜面からの石が道路上に転がり落ちたりしないように防護処置をお願いします。

作業される前には、出張所まで連絡をお願いいたします。

湯沢国道維持出張所	0183-72-1661	国道 13 号 山形県境～横手市杉沢（安本入口交差点付近）
大曲国道維持出張所	0187-63-2157	国道 13 号 横手市杉沢（安本入口交差点付近）～大仙市協和上淀川（国道 341 号交差点付近）